

新規組み入れマイクロファイナンス機関のご紹介 No. 21 「ウジヴァン(インド)」

大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラス」は、2012年1月20日にインドのマイクロファイナンス機関「ウジヴァン」に約550万米ドル相当の投資を実施しました。



ウジヴァン(インド)



【ウジヴァンとは?】

ウジヴァンは、シティバンクやスタンダード・チャータード銀行のインド国内におけるリテール部門を立ち上げたスミット・ゴシュ氏が2004年にインド南部カルナータカ州の州都バンガロール市に設立したノンバンクのマイクロファイナンス機関(以下、MFIと言います。)です。

事業向けの小口融資ではグループ貸付や個人向け貸付など複数の融資方法を提供し、現在インド南部を中心にインド国内20州でマイクロファイナンス事業を展開しています。

同社は、昨今、多重債務問題等でマイクロファイナンスの事業環境が芳しくない同国アンドラ・プラデシュ州では創業以来事業を行っておりません。

総資産額	159.0百万米ドル (2011年3月末)
総融資残高	140.8百万米ドル (2011年3月末)
借り手総数 (内、女性比率)	847,671人(約100%) (2011年3月末)
貸倒率	0.15%(2011年3月末)

(出所: MixMarket)

【融資実行の理由】

ウジヴァンは同国を代表するMFIです。また、2010年後半から深刻化したアンドラ・プラデシュ州における多重債務問題等とは一線を画しており、順調な業績を上げ、株主や国内大手銀行、国際金融機関からのサポートも順調に得られています。同社は企業統治、経営陣の質も優れており、貸付内容も健全です。さらに今後は同国MFI市場の規制等が進み、事業環境が改善が見込まれます。

このような事業環境の変化は同社にとってプラスに作用するとみられることから同社への投資を決定しました。

【インドのMFI事情】

インドのMFI市場はMFI数および借り手数等で世界最大のMFI市場と考えられています。世界のMFI市場の動向を調査・分析をする情報提供機関MixMarketによりますと、2010年12月末現在、同国のMFI市場の総融資残高は約52億米ドル、総借り手数は約3,170万件となっています。また、MixMarketに定期的にデータを提供するMFI機関数は146と、世界で最も多い国となっています。前述のアンドラ・プラデシュ州のMFI市場における多重債務問題等で同国のMFI市場は規制等の事業環境の整備が進んでいます。

借り手の事例

※ご本人の快諾を得て掲載しています。



シャンティさん

資金使途:

サリーの縫製・販売

インドでは多くの人々が仕事を求めて国内を転々としていきます。タミール・ナードゥ州チェンナイ市出身のシャンティさんも、仕事を求めてチェンナイ市からバンガロール市の貧困層の多く住む地域に家族とともに移ってきました。

地元の学校にはたった5年間しか通いませんでしたが、インドの女性が着用する民族衣装のサリーを販売する店で働くことができました。店の仕事は順調でしたが、通勤時間や交通費を負担に感じるようになりました。

そこで、サリーを販売する店を開くことを決意し、同じような境遇の女性数人とウジヴァンのグループ貸付に申請しました。最初の融資として8,000インド・ルピー(約12,296円: 1INR=1.537円)を受け、お店を開きました。自らの店を持ったことで、サリー一着当たりの利益も増え、縫製する技術も向上しました。サリー販売の店で働いていた頃はサリーのブラウスを縫製するだけでしたが、現在は、刺繍を付けた様々なサリーの衣服を縫製することができるようになりました。

シャンティさんは収入が増えたので、今後は収入の一部を貯蓄に回し、子供たちの教育費に充てて将来は医者か技術者になって欲しいと願っています。また将来的にウジヴァンから住居用の融資を受け、サリーを縫製する作業場を広げたいと考えています。

※上記は、大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラス」の投資先マイクロファイナンス機関をご紹介したものです。将来の組み入れを示唆・保証するものではありません。

2ページ目の一般的な留意事項を必ずご覧ください。

出所: ウジヴァン(インド)、MixMarket、DWMアセット・マネジメント社

ファンドの特色

- 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions: MFI)の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。
 - 実質的な運用は、マイクロファイナンスに特化した運用会社であるDWMアセット・マネジメント社が行います。
 - 実質的な運用に当たっては、投資対象国(通貨)を幅広く分散することを基本とします。
 - 年2回決算を行います。
- 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

お申込メモ

信託期間	原則として、2011年3月1日から2021年2月23日まで
購入単位	1,000円以上1円単位*または1,000口以上1口単位 * 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、1,000円以上1円単位で購入いただけます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
決算日	2月および8月の各23日 (年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします)

投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、**当ファンドは元本が保証されているものではありません。**委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、**全て投資者に帰属します。**投資信託は**預貯金や保険と異なります。**当ファンドへの投資には主な変動要因として、「マイクロファイナンス投資にかかるリスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「流動性リスク」などが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります。**詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■目論見書のご請求・お申込みは…

■設定・運用は…

大和証券

Daiwa Securities

商号等：大和証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第108号
加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、
社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

東京海上アセットマネジメント投信

商号等：東京海上アセットマネジメント投信株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第361号
加入協会：社団法人投資信託協会、
社団法人日本証券投資顧問業協会

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に下記の購入時手数料率を乗じて得た額とします。	
	購入金額	手数料率(税込)
	5,000万円未満	3.150%
	5,000万円以上5億円未満	1.575%
	5億円以上	0.525%
	購入金額：(申込受付日の翌営業日の基準価額/1万円) × 申込口数	
換金(解約)手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は 年1.9765%(税込)程度 となります。 ※当ファンドならびに当ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる信託報酬は以下の通りです。 ・当ファンド：信託財産の純資産総額に対し、年1.0815%(税抜1.03%) ・DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ： 純資産総額に対し、年0.895%(注) (注)ただし、 信託報酬のうち管理会社に支払う報酬(年0.07%)が125,000米ドルに満たない場合は、125,000米ドルとなりますので、投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。 ・東京海上マネーマザーファンド：信託報酬はかかりません。
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年0.0105%(上限年63万円))、信託事務などに要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管などに要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用などが保有期間中、その都度かかります。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引などにより変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。 **詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

【一般的な留意事項】

■当資料は、東京海上アセットマネジメント投信株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申し込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。■当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。